

熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、地域において必要な生活航路の維持を通じ、地域住民の福祉の向上を図るため、市町村に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生活航路」とは、通勤、通学、通院、買物等の総合的な交通手段として、地域住民の日常生活に不可欠な離島航路等をいう。
- (2) 「離島航路等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された県内の離島振興対策実施地域に係る航路（以下「離島航路」という。）
 - イ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された県内の半島振興対策実施地域で、他の交通機関によることが著しく不便である地域に係る航路（以下「半島航路」という。）
- (3) 「航路事業」とは、前号に規定する離島航路等において、乗合旅客を運送する次に掲げるものをいう。
 - ア 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けて運航されるもの（以下「旅客定期航路事業」という。）
 - イ 海上運送法第2条第6項に規定する不定期航路事業のうち人の運送をするもの（同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を除く。）で、アが運航されていない一定の航路に船舶を就航させ、事前の予約をもって運航されるもの（以下「乗合海上タクシー」という。）
- (4) 「航路事業者」とは、前号に規定する航路事業を営む者及び同事業を営む者で構成される団体をいう。

(補助対象市町村)

第3条 補助金の交付対象となる市町村（以下「補助対象市町村」という。）は、第5条に定める事業を実施する県内の市町村とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生活航路の維持を目的に実施される次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 航路事業者を対象とした欠損等補助事業
 - (2) 航路事業者への運航委託事業
 - (3) 市町村営の航路事業
 - (4) 上記1号から3号の事業を実施する市町村又は複数の市町村が参画する協議会等に対する負担金拠出事業
 - (5) 御所浦航路の振興に係る増便事業
- 2 前項の補助対象事業は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。
- (1) 県の他の補助金等の交付を受けて実施される事業でないこと。
 - (2) 県の他の補助事業と協調して実施される事業でないこと。
 - (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項に規定する地方債を活用した事業と同一又は同一と思われる事業でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、市町村職員の給与費及び旅費並びに補助対象事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税は除くものとする。

- 2 旅客定期航路事業に係る補助対象経費の限度額は、知事が別に定める算定方法により算出した補助対象期間における航路事業者の欠損額とする。ただし、前条第1項5号に規定する事業は除くものとする。
- 3 補助対象事業の実施に当たり、運賃収入、他の市町村、団体等からの負担金収入等がある場合は、当該額を第1項及び第2項により算出した補助対象経費額から控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、離島航路については補助対象経費の2分の1以内、半島航路については補助対象経費の3分の1以内の額とする。

- 2 旅客定期航路事業に係る補助対象事業については、前項の規定に係らず、航路事業者の収支率が平均収支率（過去3年間の収支率の平均をいう。以下同じ。）に満たない場合の補助金の額は、平均収支率との差分の率又は5パーセントのいずれか少ない率に相当する額を前項の規定により算出した額から差し引いた額とする。ただし、実績欠損額が前年度と比較して10パーセント以上減少した場合の補助金の額は、算出した額に差し引いた額の50パーセントを加えた額とする。
- 3 乗合海上タクシーに係る補助対象事業については、第1項の規定に係らず、補助対象経費が平均補助対象経費（過去3年間の補助対象経費の平均をいう。以下同じ。）

- を上回る場合の補助金の額は、平均補助対象経費との差分の額の5パーセントに相当する額を第1項の規定により算出した額から差し引いた額とする。
- 4 前3項の規定までにより算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1航路あたり500万円を上限とする。
- 5 第5条第1項5号の事業においては、上記第1項から第3項の規定に係らず補助対象経費の全部を補助金の額とする。

(生活航路確保維持計画書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 生活航路確保維持計画認定申請書（別記第1号様式）
(2) 生活航路確保維持計画書（別記第3号様式）

(生活航路確保維持計画書の認定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された生活航路確保維持計画書の内容を審査し、適當と認めるときは、速やかに、生活航路確保維持計画認定通知書（別記第4号様式）により、当該市町村に通知するものとする。

(生活航路確保維持計画書の変更)

第10条 市町村は、前条の規定による認定を受けた後、計画書の内容に著しい変更が生じた場合は、あらかじめ別記第2号様式による生活航路確保維持変更計画書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された生活航路確保維持変更計画書の内容を審査し、適當と認めるときは、速やかに、生活航路確保維持計画変更認定通知書（別記第5号様式）により、当該市町村に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第6号様式によるものとする。
2 前項に定める申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定)

第12条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、熊本県生活航路維持費補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第8条の規定により申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(状況報告)

第14条 知事は、規則第11条の規定に基づき、必要に応じて補助対象事業の実施状況等について、市町村長に報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第15条 規則第13条に規定による実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

- 2 前項の実績報告書には、補助対象事業の実施を証する（実施を確約する）書類の写しを添付するものとする。
- 3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業の完了した日の翌日から30日を経過した日（当該期日が第11条第2項に定める交付申請の提出期限以前に到来する場合にあっては、交付申請の提出期限日）又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月15日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、熊本県生活航路維持費補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第17条 規則第16条第1項の補助金の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第18条 規則第23条に規定する証拠書類の保管期間は、交付金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(雑則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要項は、平成24年9月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
(熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金交付要項の特例)

2 平成24年度及び平成25年度の補助金については、第8条中「補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日」とあるのは、「平成24年10月19日」と読み替えるものとする。

附 則

この要項は、平成27年3月30日から施行する。

